

## 地方独立行政法人北九州市立病院機構 第2期中期目標

### 前文

地方独立行政法人北九州市立病院機構（以下「法人」という。）は、平成31年4月の設立以降、北九州市立医療センター（以下「医療センター」という。）、北九州市立八幡病院（以下「八幡病院」という。）及び北九州市立看護専門学校（以下「看護専門学校」という。）を運営し、「安定的な経営の下、より充実した医療サービスを市民に提供する。」という目的を達成するため、病院経営を行ってきた。

第1期中期目標期間中の法人による経営状況は、市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項、業務運営の改善及び効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項、全ての項目に対して、おおむね目標どおり以上と評価され、かつ、同期間中の累積黒字も達成している。

また、同期間に中に新型コロナウイルス感染症が拡大する状況の中、「北九州市との綿密な連携の下、法人全体で市内医療機関の中心的役割を担う」ことをいち早く意思決定する等積極的に市政に協力してきた。

一方その影響として、外来・入院患者の受診控え等が起きる厳しい環境の中、不断の経営改善努力や献身的な職員の行動制限の遵守等により、医療崩壊を起こすことなく市立病院としての使命を果たしている。

これらの結果は、「公共上の見地から行う事務及び事業の確実な実施を図り、もって住民の生活の安定並びに地域社会及び地域経済の健全な発展に資すること」という地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）の目的を申し分なく実現している。

第2期中期目標では、引き続き法人に対し、政策医療を着実に実施するよう求めるとともに、理事長のリーダーシップの下、「福岡県保健医療計画」や国が示した「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」と整合性を図りつつ、医療センター及び八幡病院の特色、地方独立行政法人制度の特長をいかした自立的な病院運営を行うことを期待する。

これらのこと踏まえ、法人に示す基本的な方針として第2期中期目標を定める。

法人においては、この中期目標を実現するための具体策、数値目標等を盛り込んだ中期計画を策定するよう、北九州市長として指示するものである。

## 第1 中期目標の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間とする。

## 第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

### 1 政策医療の着実な実施

法人が担うべき政策医療については、次に掲げる感染症医療、周産期医療、小児救急を含む救急医療及び災害時における医療とする。

政策医療の提供については、可能な限り効果的かつ効率的な運営に努めること。

医療需要の変化により政策医療の提供体制の見直しが必要と判断される場合は、北九州市（以下「市」という。）と十分協議すること。

#### (1) 感染症医療

医療センターにおいて、第二種感染症指定医療機関としての役割を果たすこと。

#### (2) 周産期医療

医療センターにおいて、周産期母子医療センターとして、高度で専門的な医療を提供すること。

#### (3) 小児救急を含む救急医療

八幡病院において、救命救急センター及び小児救急センターとしての役割を果たすこと。

#### (4) 災害時における医療

ア 八幡病院において、市及び北九州市医師会との連携の下、施設面や設備面の機能をいかし、市内の災害拠点病院の統括病院としての役割を果たすこと。

イ 医療センター及び八幡病院において、災害拠点病院としての役割を果たすこと。

ウ 災害時における医療提供については、病院自体が被災することも想定して対応策を準備すること。

### 2 各病院の特色をいかした医療の充実

政策医療に加え、次に掲げる医療センター及び八幡病院の特色をいかした高度で専門的な医療を提供すること。

#### (1) 医療センター

ア がん医療について、地域がん診療連携拠点病院として、高度で専門的な医療を提供すること。

イ がん患者や家族の支援機能を充実させること。

- ウ がん医療に関する地域医療機関との連携の強化に努めること。
- エ その他地域の医療状況を踏まえ、市立病院として必要とされる医療を提供すること。

## (2) 八幡病院

- ア 小児医療について、小児救急・小児総合医療センターを中心に、診療機能の充実を図ること。
- イ 小児医療に関する障害者や家族に対する医療面での支援の充実に取り組むこと。
- ウ その他地域の医療状況を踏まえ、市立病院として必要とされる医療を提供すること。

# 3 医療の質の確保

## (1) 人材の確保・育成

- ア 医師をはじめとする優秀な医療スタッフの確保に努めること。
- イ 特に、医師の確保に当たっては、大学医局との連携強化、臨床研修の充実等に努めること。
- ウ 医療スタッフの専門性や医療技術向上のため、先進的な事例や取組を習得できる教育研修制度を充実させること。
- エ 若手医師を確保するため、大学等関係機関とのより一層の連携を図るとともに、教育研修や指導医を充実させる等環境整備について取り組むこと。

## (2) 医師の働き方改革への対応

医師の時間外労働の上限規制を踏まえ、時間外労働の縮減に取り組み、必要に応じて適切な時間外労働の上限規制の特例水準の指定及び宿日直許可を取得すること。

## (3) 医療の質の確保・向上

- ア 医療の多様化や複雑化に対応するため、医療スタッフが診療科や職域を超えて連携できるチーム医療の推進に取り組むこと。
- イ 良質な医療を効率的に提供するため、クリニカルパスの活用等による医療の標準化に取り組むこと。
- ウ 医療需要の変化や医療の高度化に的確に対応するため、法人の経営状況を踏まえつつ、高度な医療機器の整備、更新等を計画的に進めること。

## (4) 医療安全の徹底

安全で安心な医療を提供するため、医療事故、院内感染等の医療の安全を脅かす事象に関する情報収集や分析を行い、適切な予防策を講じること。

## (5) 医療に関する調査・研究

高度で先進的な医療の提供に向けて、医療に関する調査や研究に積極的に取り組むこと。

## 4 市民・地域医療機関からの信頼の確保

### (1) 患者サービスの向上

- ① 患者目線での病院運営の徹底
  - ア 患者や家族のニーズを的確に把握し、市民から信頼される病院を目指すこと。
  - イ 職員が患者満足度調査等の情報を共有し、病院全体で患者満足度の向上に努めること。
- ② 快適な院内環境の整備
  - ア 施設面や設備面での快適性を向上させること。
  - イ 患者や家族の利便性を向上させること。
- ③ 患者や市民への情報提供
  - ア 診療内容、治療実績等の情報発信に積極的に取り組むこと。
  - イ 市民の健康増進に向けた取組を進めること。

### (2) 地域の医療機関等との連携

- ア 地域の医療機関のニーズと役割を把握し、地域の医療機関に信頼される病院を目指すこと。
- イ 地域医療支援病院として地域の医療機関との連携強化を図り、求められる役割を着実に果たすこと。
- ウ 医療センターと八幡病院の機能分化や連携を深めること。

### (3) 地域医療における役割の推進

- ア 地域医療構想を踏まえ、果たすべき役割と機能を把握し、必要とされる医療を提供すること。
- イ 地域包括ケアシステムの構築に向け、果たすべき役割と機能を把握し、必要とされる医療を提供すること。

## 5 新興感染症の感染拡大時への備え

新興感染症の感染拡大時の医療提供体制に必要な機能を平時から準備すること。

### 第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

## 1 収入増加・確保対策

### (1) 病床利用率の向上

政策医療等に関する病床を除く一般病床については、法人全体の経常収支の黒字（以下、「経常黒字」という。）を前提とした病床利用率の数値目標を設定し、その目標達成に向けて各病院全体で取り組むこと。

## (2) 適切な診療報酬の確保

- ア 複雑化する診療報酬制度に対応するため、医療事務の処理能力を強化すること。
- イ 全職員が診療報酬制度への理解を深めるとともに、診療機能の強化につながる施設基準の取得を積極的に検討するなど、適切な診療報酬の確保に向けて不斷に取り組むこと。

## 2 経費節減・抑制対策

### (1) コスト節減の推進

- ア 地方独立行政法人制度の特長をいかした契約制度の更なる推進に取り組むこと。
- イ 法人全体で業務の抜本的な見直しに取り組むこと。

### (2) 医療機器等の有効活用及び計画的な整備

- ア 医療機器等については、費用対効果等を勘案して稼働率の向上に努めること。
- イ 医療機器をはじめとする高額な機械設備、情報システム等の新規導入及び更新に当たっては、法人全体で効率的かつ計画的に取り組むこと。

## 3 自立的な業務運営体制の構築

### (1) マネジメント体制の確立

- ア 病院経営を取り巻く環境の変化に迅速かつ的確に対応していくため、理事長のリーダーシップの下、理事会を中心とした主体的かつ機動的な意思決定を行うこと。
- イ 各病院においては、院長以下、全ての職員が一丸となって病院運営に当たることができる組織風土づくりに取り組むこと。

### (2) 職員の経営意識の向上

- ア 職員の経営感覚を高めるための取組を進めること。
- イ 職員自らが業務改善に積極的に取り組むこと。

### (3) 法令・行動規範の遵守等

- ア 医療法（昭和23年法律第205号）をはじめとする関係法令を遵守とともに、法人職員としての行動規範と倫理を確立すること。
- イ ガバナンス強化の観点から、内部統制の仕組みを整備すること。

## 4 職場環境の充実

- ア 働き方改革の観点から、病院の実態に即した職員が働きやすい職場環境づくりに努めること。
- イ 職員のやりがいや満足度の向上に努めること。

## 第4 財務内容の改善に関する事項

### 1 財務基盤の安定化

- ア 政策医療を着実に提供しつつ、地方独立行政法人制度の特長をいかし、更なる効率的な病院運営を行うことにより、財務基盤を安定化させること。
- イ 中期目標の期間における経常黒字を実現すること。
- ウ 中期目標の期間における各年度の収支計画及び目標数値の見通しを立てること。
- エ 大規模な設備投資等に伴う資金の借入れ、返済等長期的な資金収支の均衡を図ること。

### 2 運営費負担金のあり方

政策医療の実施等に対する運営費負担金については、法人の経営状況を見ながら、国が示す基準等に基づいて適切に行うこととするが、法人としては、経営効率化の観点から可能な限り自立した経営を目指すこと。

## 第5 その他業務運営に関する重要事項

### 1 看護専門学校の運営

- ア 地域の看護師養成機関として、優秀な人材の育成に取り組むこと。
- イ 教育の質を確保しつつ、効率的な運営に努めること。
- ウ 将来的な看護専門学校のあり方については、市と十分協議すること。

### 2 施設・設備の老朽化対策

- ア 大規模な投資が必要な事案については、将来的な政策医療の提供体制に関する検討結果等を踏まえる必要があることから、市と十分協議すること。
- イ 医療センターについては、建築後30年を経過し老朽化していることから、法人全体の経営の健全化や経営基盤の安定化を図った上で、今後担うべき市立病院の役割や機能について、将来の人口減少や少子高齢化の更なる進展といった医療需要の変化を踏まえつつ、市と十分に協議しながら、建て替えを含め広く検討すること。

### 3 デジタル化への対応

- ア 電子カルテ、マイナンバーカードの健康保険証利用等の各種情報システム等を活用し、医療の質の向上や病院経営の効率化を図ること。
- イ 患者に対し、マイナンバーカードの健康保険証利用促進に取り組むこと。

#### **4 市政への協力**

- ア 市が進める保健、医療、福祉及び介護に関する施策について、積極的な役割を果たすこと。
- イ 災害発生時やその他の緊急時の医療提供体制については、北九州市地域防災計画や北九州市災害対策本部の決定等に基づき、北九州市医師会と連携し、適切な役割を果たすこと。
- ウ その他市からの協力要請については、積極的に対応すること。